

「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」第1回会合

平成23年7月29日
外務省 子の親権問題担当室

7月27日、外務省において、ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会第1回会合が開催されたところ、概要以下のとおりです。

この懇談会は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に関する関係閣僚会議における了解事項等を踏まえた同条約締結のための国内担保法案の作成に向け、外部の有識者等から広く意見を聴く場として立ち上げられました。

1. 出席者

7月27日の会合には、座長を務めることとなった小早川光郎・成蹊大学法科大学院教授のほか、棚村政行・早稲田大学法科大学院教授、藤原静雄・中央大学法科大学院教授、日弁連から大谷美紀子弁護士及び杉田明子弁護士、関係府省庁（法務省、内閣府、厚生労働省、総務省、文部科学省、警察庁）等の関係者が出席しました。

2. 山花政務官ご挨拶要旨

本年5月にハーグ条約の締結に向けた準備を進めることが閣議了解されたことを受け、外務省は法務省とともに国内担保法の作成作業を進めている。法務省が司法手続部分につき法制審議会を開始したのに続き、外務省としても中央当局のあり方につき透明性を確保した議論を行うために懇談会を立ち上げることとした。子の福祉に資するような良い制度の策定に向け政府一体となり議論を進めていきたい。

3. 議事要旨

(1) 総論・中央当局として必要な権限や体制整備

●中央当局は各締約国がハーグ条約の趣旨を実現するに際して極めて重要な機関であるとともに、国際協力を行う役割も要求される。返還に関する司法判断と中央当局による対応は、ハーグ条約実施のための車の両輪。他方、種々の制約を踏まえ、実現可能な制度が必要。

●中央当局の制度設計に際しては、国内各機関との連絡調整及び各行政機関間での横の連携をいかに確保するかが極めて重要。中央当局の任務を全うするためには外務省にすべてを押し付けるのではなく、外務省が各府省庁の協力を得てこれらが有する知見を集めたオールジャパンの対応が必要。

(2) 子の所在の特定及び個人情報保護との関係

●中央当局が条約上の任務を遂行するにあたり、日本国内の各省庁や自治体から必要な情報を入手できないと、ハーグ条約締結に向けた制度設計は不可能。

●子の所在の特定につき措置を取ることは、返還にかかる司法手続を実効的なものとするための鍵。中央当局がもつべき情報が、中央当局にきちんと集まるよう、国内担保法に明確な権限規定を盛り込む必要がある。ハーグ条約実施のためという目的をはっきりとさせた上で根拠規定を置く必要がある。

●各行政機関等間の情報共有が必要となるが、実効的な情報共有の促進と個人情報の保護との両立につき十分議論する必要がある。子の所在特定等にかかる情報の入手といった中央当局の権限については、担保法において一般的な根拠規定を置きつつ、個人情報の慎重な取扱いの担保方法も十分考慮すべきである。

●中央当局が得た情報をどこまで残された親(LBP:Left Behind Parent)に開示するかにつき議論が必要。任意の解決の促進のに向けた最低限の信頼関係の構築のために中央当局として何をすべきか検討すべき。

(3) 在外公館による支援

●在留邦人への在外公館による支援という観点も関心が高い。また、常居所地国に返還した後の子のフォローアップも検討して欲しい。

(4) 諸外国の法制度等調査等

●各国の監護権に関する最新の法令、判例、実務等や DV 保護法制や子供の保護についての制度につき、中央当局で調査収集、翻訳の上、共通資料として実務家等の間で利用可能にすることを検討願いたい。このような知見の集約にあたっては、中央当局がすべて用意するというのではなく、関係省庁、日弁連、研究者等のネットワークで対応にあたるべき。

(5) 任意の解決の促進等

●条約の理念としては、返還にかかる司法判断に至る前段階で、任意の返還や友好的な解決を得ることが最も望ましいものであり、それにつき独立の条項で規定されたハーグ条約第10条は重い意味を持つ。他方、任意の解決を中央当局自身が行う義務を負うとの趣旨ではなく、最も適当な機関にそれを担ってもらうことが中央当局の任務。

●任意の解決の促進につき、外務省がノウハウを持つ立場にはないことは明らか。裁判所や調停協会等、これまでの調停の実務を担ってきた者が、ハーグ案件における和解を支援する組織を作っていく、これを中央当局が支援していく方が現実的ではないか。

<別添資料>

「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会～主要論点（案）～」

(別添)

ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会

～主要論点(案)～

平成23年7月27日

外務省 子の親権問題担当室

1. 中央当局の設置

- 中央当局の設置目的と活動の根拠。
- 以下2.以降を含む様々な任務を効果的に実施する上で中央当局に必要な知見や権限の内容・国内の関係機関との連携の在り方。
- 中央当局は相談機能をどこまで担うか。外部委託を行う場合、何を中央当局が行い、何を外部委託とするか。

2. 子の所在特定(第7条第2項a)

- 行政機関や地方自治体等から得られ情報を通じて、子の所在を特定することでよいか。どのような情報が得られれば、中央当局は子の所在を特定できるか。
- 個人情報保護の観点からどのような問題が生じ得るか。必要な措置は何か。
- 行政機関や地方自治体等から得られる情報で子の所在特定をする他、更なる措置を講ずることは適当か。

3. 子に対する更なる害又は利害関係者に対する不利益の防止(第7条第2項b)

- 子に対する更なる害の防止措置として、国内においてとるべき措置は何か。
- 利害関係者に対する不利益の防止措置として、国内においてとるべき措置は何か。

4. 子の任意の返還又は問題の友好的解決の促進(第7条第2項c、第10条)

- 子の任意の返還又は問題の友好的解決を促進するためにどのような方策が考えられるか。
- 上記の方策を含め、中央当局が、任意の返還又は問題の友好的解決を促進するためにとるべき措置は何か。

5. 子の社会的背景に関する情報の交換(第7条第2項d)

- 外国の中央当局から子の社会的背景に関する情報の提供を求められた場合、

中央当局は、どのような情報を収集し、当該外国当局に提供すべきか。

- 個人情報保護の観点からどのような問題が生じ得るか。必要な措置は何か。

6. 子の安全な返還の確保（第7条第2項h）

- 我が国の裁判所命令に従い外国に返還される子に関し、中央当局はどのような措置を講ずるべきか。特に外国に返還された後の子について、どのような対応をとることが適当か。
- 外国の裁判所命令に従い日本に返還される子に関し、どのような対応をとることが適当か。

7. 接触の権利の享受又は行使の促進（第21条）

- 接触の権利の享受又は行使を促進するために、中央当局はどのような措置を講ずるべきか。
- 接触の権利の享受又は行使を促進するためにどのような方策が考えられるか。

8. 不服申立て等

- 中央当局による申請の不受理や中央当局がとった措置の結果（例：子の所在が特定できなかった等）に関し、当事者からの不服申立てを認めるか。
- 標準処理期間の設定等

9. その他

- ハーグ条約の締結に関連し、外務省として、国内及び海外においてどのような措置をとるのが適当か（啓発活動、相談対応）。

（了）